

『金光明経』の受用と飛鳥仏教

田村, 圓澄

<https://doi.org/10.15017/2244144>

出版情報 : 史淵. 98, pp.1-14, 1967-03-01. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

『金光明經』の受用と飛鳥仏教

田村圓澄

一 大臣蘇我氏と『金光明經』

皇極天皇紀元年七月条に、大臣蘇我蝦夷が祈雨の法会を営んだ記事がある。すなわち、

戊寅（廿五日）、群臣相語之曰、隨_二村々祝部所教_一、或殺_二牛馬_一祭_三諸社神_一、或頻移_レ市、或禱_二河伯_一、既無_二所効_一、蘇我大臣報曰、可_レ下_二於_二寺寺_一、轉_中讀大乘經典上、悔_レ過如_二仏所説_一、敬而祈_レ雨、庚辰（廿七日）、於_二大寺南庭_一、敵_三仏菩薩像與_二四天王像_一、屈_レ請衆僧_一、讀_二大雲經等_一、于時蘇我大臣手執_二香鑪_一、燒_レ香發願

蘇我蝦夷による仏教の法会も、雨を降らせることができず、読経は停止せられたが、八月になつて皇極天皇が南淵の河上に至り、天神地祇に祈つたところ、大雨を得たという。右の記事を歴史的事実と見ず、『書紀』の編者の造作とする見解もあるが、しかし全く否定し去るのは如何であろうか。大臣蘇我蝦夷が、「寺々」において經典の転読を行わしめるとともに、「大寺」においてみずから香鑪を執り、香を焼いて雨を祈つたのは、この時期において、仏法興隆の主導権を掌握していた大臣蝦夷の姿を、遺憾なく示しているといえよう。

ところで、寺々と相い呼応し、かつ大臣蘇我蝦夷が参加して祈雨の法会が修せられた「大寺」とは、どの寺を指すのであろうか。『日本紀標註』『日本書紀通釈』は、いずれも百済大寺に擬しているが、しかし、舒明天皇十一年（六三九）に着工せられた百済川畔の百済寺は、その造営も容易でなかつたらしい。右の祈雨の法会が行われた二ヶ月後に、「天皇詔大臣曰、朕思欲起造大寺、宜發近江與越之丁、百濟大寺」とあるのは（皇極紀元年九月条）、百済寺造営の本格的な開始の時期を示すのではなからうか。とすれば、皇極天皇元年当時、百済寺が、祈雨の法会を営みうるほど竣功整備していたとは考えられないであろう。祈雨の法会が、蘇我蝦夷の發意であり、しかも蝦夷自身、香を焼いて雨を祈つたこと、および蝦夷の要請により、「諸寺」においても法会が行われたことから推して、「大寺」は蘇我馬子の創建にかかる法興寺であつた、と考えられる。法興寺は、蘇我氏の私寺ではあるが、その寺名が象徴するように、仏法興隆の中心的位置にあつた。

注意されるのは、法興寺および諸寺の祈雨の法会が、『金光明經』の所説に基づいていることである。『金光明經』によれば、毘沙門天王・提頭頼吒天王・毘留勒又天王・毘留博又天王の四天王が、眷屬とともに国土擁護の任を負うている。すなわち

爾時毘沙門天王、提頭頼吒天王、毘留勒又天王、毘留博又天王、俱從座起偏袒右肩、右膝著地胡跪合掌、白言、世尊、是金光明微妙經典衆經之王、諸仏世尊之所護念、莊嚴菩薩深妙功德、常為諸天之所恭敬、能令天王心生歡喜、亦為護世之所讚歎、……世尊、是金光明微妙經典、若在大眾廣宣說時、我等四王及餘眷屬、聞此甘露無上法味、增益身力心進勇銳具諸威德、……世尊、如諸國王所有土境、是持經者若至其國、是王應下當往是人所聽受如是微妙經典、聞已歡喜上、復當護念恭敬是人、世尊、我等四王、復當勤心擁護是王及國人民、為消除衰患令得安隱^②。

『金光明經』は、「衆經の王」であり、「護世のために讚歎せ」られる。大臣蘇我蝦夷は、法興寺の南庭に、仏・菩薩像と共に四天王像を安置し、衆僧を屈請して祈雨の法会を行つたが、これは『大雲經』^⑤などの読誦および、「悔過」を含んでいた。

ところで右の悔過は『金光明經』による金光明懺法ではなかつたろうか。この儀則は、仏座の左に功德天の座、右に四天王の座を設け、また読経にあずかる衆僧の座が置かれる。行者は香鑪を執り、懺悔の意をあらわし、七日七夜を法とするのであるが、^④ともあれ、『金光明經』の受持、供養が行われる国土には、護世の四天王の擁護がなされるのである。

安隱豊樂、人民熾盛、大地沃壤、陰陽調和、時不越_レ序、日月星宿、不_レ失_レ常度_一、風雨隨_レ時無_レ諸災橫_一、人民豊実
自足_二於財_一^⑥

大臣蘇我蝦夷は、法興寺の南庭で『金光明經』の懺法を修し、みずからを行者に擬して発願焼香したのであろう。

なお祈雨の法会のため、法興寺の南庭に安置せられた仏・菩薩像は、釈迦と脇侍などを指すと考えられる。また四天王像は、これらの仏、菩薩像とともに、法興寺安置の像を一時転用せられたのであろうか。ともあれ、四天王像は、創建当初から法興寺に安置されていたのであろう。また『金光明經』の将来は、皇極元年以前であつたと考えられ、あるいは法興寺創建頃にまで遡ることができのではなからうか。北涼の曇無讖による『金光明經』の翻訳は、玄始三年(四一四)より同十五年(四二六)の間に行われたが、梁・陳・隋の時代を通して、守護國家の經典として各王朝の尊重を受け、そして恐らく梁を介して、百済にも伝来せられたと考えられる。

いわゆる飛鳥仏教は、氏族仏教の段階であり、律令國家に対応する國家仏教とは、區別せられなければならないが、しかし、百済を経由して日本に伝えられた仏教は、すでに『金光明經』およびその教説を含んでいたと思われる。大臣蘇我蝦夷による祈雨の法会は、主として法興寺の僧によつて指導ないし修行せられたであらう。重要なことは、右の祈雨の法

会が行われたのが、蘇我氏の氏寺の法興寺であり。そして發願者が、ほかならぬ大臣蘇我蝦夷であつた点である。祈雨の効果はあがらなかつたとはいへ、蝦夷みずから香鑪を執り、香を焼いて祈つたが、この役割は、『金光明經』によれば、「國王」に期待されるべきものであつた。法興寺を擁し、仏法興隆の主導権を把持する大臣蘇我蝦夷は、いわば「鎮護國家」の主自身を擬したのである。

ただし大臣蘇我氏が仏法興隆の主導権を把握し、従つて、天皇が仏法興隆の本流から疎外せられている段階においては、國家、仏教形成の契機は未熟であつたとされねばならない。

註

- ① 津田左右吉『日本古典の研究』下、一四八—一五〇頁
- ②⑤ 『金光明經』四天王品、大正藏經、卷十六、三四〇・三四一頁
- ③ 正倉院文書には、『大雲經』（大日本古文書、二の五五七・五五八頁、七の二一五頁、八の二・五七・一一八・一九八頁など）、『大雲經請雨品』（廿四の五四五頁）、『大方等大雲經』（十二の六七・四八三頁、十六の四七〇頁など）、『大方等大雲請雨經』（十二の五五一頁、廿四の三九〇頁）『大方等大雨經請雨品』（十二の五五一頁）、『大雲輪請雨經』（十の一一五・一四九頁、十二の六七・四四二・四八四頁など）の經名が散見せられる。
- ④ 『国清百録』金光明懺法、大正藏經、卷四十六、七九六頁

二 皇極天皇と『金光明經』

孝徳紀白雉元年十月条に、

是月、始造^二丈六繡像^一俠侍八部等四十六像^一、

の記事がある。このとき孝徳天皇は、難波の大郡宮に住んでいた。大郡は、蕃客饗応の殿舎であつたようである。この丈

六繡像等の造頭も、難波大郡宮で始められたのであろう。

右の記事において、「始めて丈六繡像……を造る」とあるのが注意される。天皇の宮廷に仏像を安置する慣行は、舒明天皇の時代に始まった。孝徳天皇の難波の宮にも、仏像が奉安されており、かの大唐学問僧の僧旻などが、宮廷に出入していたことはいうまでもない。大化三年の七色十三階の冠位の制定にあたり、「此の冠どもは、大会し、饗客し、四月・七月の斎の時に、着る所なり」と定められたように、四月八日の灌仏会と七月十五日の盂蘭盆会には、盛装した官人を会し、宮廷で法会が営まれたのである。従つて、「始」の文字は、宮廷における仏像の造頭ではなく、とくに「丈六繡像狭侍八部等」の造頭を意味するのであろう。

さて丈六繡像は、六ヶ月後に完成した。白雉二年紀三月条に、

丁未、丈六繡像等成、戊申、皇祖母尊請二十師等設齋、

の記載がある。これにより、丈六繡像などの造頭が、皇祖母尊、すなわち皇極上皇の発願であつたことが推察される。皇極は、宮廷の女官などとともに、みずからも繡像の製作にたずさわつたであらう。丈六繡像の閉眼に屈請された十師は、大化元年八月に任命せられた十名の僧であり、推古三十二年以来置かれてきた僧正・僧都に代わり、蘇我氏滅亡後の仏教界の指導部を構成する僧官であつた。十師のなかには、法興寺の惠灌（狛大法師）のほか、国博士の僧旻、また百濟寺の寺主の惠妙が名前を知らねている。皇極上皇は、天皇家にもゆかり深い当代最高の僧である十師を屈請して、丈六繡像の閉眼会を行つたのである。なお繡像の本尊は、「狭侍、八部」が同時に造頭せられている点からみて、釈迦とすべきであらう。

繡像の閉眼は、三月十五日に行われたが、蘇我倉山田石川麻呂の氏寺の山田寺（浄土寺）の着工も、舒明天皇十三年三月十五日であつた。^⑥周知のように涅槃会は二月十五日であり、三月十五日は一ヶ月おくれることになるが、唐代に行われ

た仏牙供養の結願は、三月十五日であつた。^⑧ また小乗上座部の成道会が、三月十五日に決められていたことも参考にせられよう。^⑨ ともあれ皇極上皇の発願にかかる丈六繡像は、釈尊に有縁の三月十五日の開眼を予定して、その前年の十月から造頭が始められた。なお孝徳天皇の宮は、同年十二月に、大郡宮より新宮の難波長柄豊碕宮に遷つているので、丈六繡像の製作も、新宮の完成を予想していたかとも思われる。従つて、開眼を終えた丈六繡像は、難波長柄豊碕宮に安置されたであろう。

ところで天平十九年勸縁の『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』（以下「大安寺資財帳」と略称する）によれば、皇極天皇発願の丈六繡仏像は、大安寺に安置されていたことがあきらかである。すなわち、

合繡仏像参帳 一帳高二丈二尺七寸広二丈二尺四寸
二帳並高各二丈広一丈八尺

一帳像具脇侍菩薩八部等卅六像

右袁智 天皇坐難波宮而、庚戌年冬十月始、辛亥年春三月造畢、既請者、

一帳大般若四處十六会図像

一帳華嚴七處九会図像

右以天平十四年歲次壬午、奉為十代天皇、前律師道慈法師、寺主教義等奉造者

右の三帳のうち、最初に掲げられた繡仏像は、皇極上皇の造頭になるものである。ここに袁智天皇とあるのは、斉明天皇の陵墓が、飛鳥越智岡にあることによるのであろう。高さ二丈二尺七寸、広さ二丈二尺四寸の丈量であつたことが知られる。

さて右の丈六繡仏像について、『書紀』には「四十六像」とあるが、『大安寺資財帳』には「卅六像」とある。ところが群書類従本『大安寺資財帳』には、「廿六像」とあることから、大安寺金堂内の諸尊、すなわち、脇侍二、四天王四、

菩薩二、八部衆八、羅漢一〇の総数に等しくなり、従つてこの繡帳は、金堂諸尊の設計図の意味をもつものである、と説かれたことがある。⑥ また「卅六像」説をとる場合も、その構成が大安寺金堂諸尊の構成に、ほぼ一致している点が指摘されている。⑦

私見によれば、皇極上皇発願の丈六釈迦繡仏像は、『金光明経』の「四天王品」の所説に依つてゐる。試みに、「四天王品」に現われる天部を列举すると、次のようになる。(※印は二十八部衆のメンバー)。

四天王 (四像)

提頭頼吒天王

毘留勒叉天王※

毘留博叉天王※

毘娑門天王※

八部衆 (八像)

天

龍

夜叉

乾闥婆※

阿修羅※

迦樓羅※

緊那羅※

「金光明経」の受用と飛鳥仏教 (田村)

『金光明經』の受用と飛鳥仏教（田村）

摩睺羅※

八大龍王（八像）

難陀※

跋難陀

娑伽羅※

和脩吉

徳叉迦

阿那婆達多

摩那斯

優鉢羅

そのほかに

大辯天神※

功德天神※

鬼子母神

堅牢地神

散脂鬼神※

最大將軍

二十八部鬼神大將

摩醯首羅※

金剛密迹※

摩尼跋陀鬼神大将

の鬼神がある。

さて二十八部衆（二八像）と、二十八部衆に加わらない天部（六像）、俠侍（二像）、十大弟子（一〇像）を合計すると、四十六像となる。なお「丈六繡像俠侍八部等四十六像」の「四十六像」のなかには、本尊の釈迦仏像は含まれていなかったであろう。

大化四年紀二月条によれば、左大臣阿倍倉梯麻呂は、比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷の四衆を難波の四天王寺に請い、仏像四軀を塔内に安置し、また靈鷲山の像を造つた。

阿倍大臣、請_二四衆於四天王寺_一、迎_三仏像四軀_二、使_レ坐_三于塔内_一、造_三靈鷲山像_一、累_三積鼓_二為之、

右の「仏像四軀」を、五重塔に納められた「小四天四口」とし、また「靈鷲山像」を「天宮一具」とするならば⑧——「初重心柱のまわりに、おそらく木や鉄の骨組と鼓の胴を多く用いた下地に、遡造の須弥山を造つたものであり、須弥山に宮殿がいくつか置かれて天宮の景観をなしたのでであろう」⑨——この記事に対応するのは、『金光明経』の次の条である。

爾時四王、白_レ仏言、世尊、……是諸人王於_二説法者所_レ坐之処_一、為_二我等_一故焼_三種種香_二供_三養是經_一、是妙香氣、於_二一念頃_一即至_三我等諸天宮殿_一、其香即時變成_二香蓋_一、其香微妙金色晃耀、……是香蓋光明亦照_二一切諸天宮殿_一、

人王が、『金光明経』を受持する四衆を恭敬し、また説法者の坐するところにおいて香を焼き、この経典を供養するとき、この香は変じて香蓋となり、四天王の宮殿に至るのみならず、一切諸天の宮殿を照らす、と説かれるが、塔内の「靈

【金光明経】の受用と飛鳥仏教（田村）

鷲山像」は、すなわち「諸天宮殿」をあらわしている。

また「四衆」と『金光明經』の受持については、次のように説かれる。

世尊、我等四王、復当勤心擁護是王及国人民、為除衰患令得安隱、世尊、若有比丘比丘尼優婆塞優婆夷受持是經、若諸人王有能供給施其所安、我等四王、亦当令是王及国人民一切安隱具足無患、……仏讚四天王等、善哉善哉、汝等四王、……当知、……若未来有諸人王聽是經典、及供養恭敬受持是經四部之衆、是王則為安樂利益汝等四王及餘眷屬無量百千諸鬼神等、

左大臣阿倍倉梯麻呂による四天王寺の塔の仏像安置、靈鷲山造頭は、『金光明經』の「四天王品」の所説にもとずくであり、また四衆の屈請は、「四天王品」による仏事法会が営まれたことを語っている。

さて白雉四年（六五三）に、孝徳天皇との対立が表面化し、皇太子中大兄が、母の皇極上皇らと共に、大和の飛鳥に帰つたときも、上皇は丈六釈迦繡仏像を携えていたであろう。そして飛鳥板蓋宮で即位した後、飛鳥川原宮→岡本宮と宮を遷すが、丈六繡仏像は、そのたびに齊明天皇の身辺に安置されていた。

百濟と新羅・唐との関係が緊迫化した齊明天皇六年（六六〇）に、有司は勅を奉じて、百の高座、百の納袈裟を造り、飛鳥の宮廷に仁王般若会を設けた（齊明紀六年五月条）。仁王般若会は、百の仏像・百の菩薩像を安置し、また百の高座に百の法師を屈請して、『仁王般若波羅密經』の講説を行うのであるが、齊明天皇による仁王般若会は、同天皇の造頭にかかる丈

六釈迦繡仏像の前で行われたと思われる。このとき、百の仏・菩薩像が用意せられなかつたことが注意されるが、なお八世紀以降、恒例となつた宮廷の仁王会が、「釈迦牟尼仏并羅漢像一鋪」を安置して行われたことも、参考にせられよう。

齊明天皇の筑紫西下に際しても、護国の般若会の本尊とせられた丈六繡像は、天皇の身辺から離されなかつたと思われる。

齊明天皇は、朝倉橋広庭宮で崩ずるが、この宮趾に長安寺廃寺がある。奈良朝前期に属する瓦が発掘され、また「大寺」の墨書をもつ土器も発見されている。^⑩ 齊明天皇の飛鳥川原宮は、天皇の崩後、川原寺になつてゐるが、朝倉宮が長安寺に変わったのも、齊明天皇の仏教帰依、とくに丈六釈迦繡仏像に関連をもつからではなからうか。

註

- ① 「上宮聖徳法王帝説」裏書。
- ② 大谷光照「唐代の仏教儀礼」一九頁。
- ③ 「大唐西域記」八、摩揭陀国条、大正藏經、卷五十一、九一六頁。なお西大寺の成道会も、三月十五日に行われた（「延喜式」二十一、雅楽寮条）。
- ④ 加藤泰「平城時代の大安寺に關して」④（『国華』四七の四）。
- ⑤ 足立康「大安寺金堂本尊に就いて」（『日本彫刻史の研究』
- ⑥ 「太子伝古今目錄抄」所引の『大同縁起』による。
- ⑦ 福山敏男「初期の四天王寺史」（『仏教芸術』五六）
- ⑧⑨ 「金光明經」四天王品、大正藏經、十六、三四二・三四一頁。
- ⑩ 「延喜式」二十一、女蕃寮条。
- ⑪ 「朝倉橋広庭宮遺趾」（『福岡県史蹟名勝天然記念物調査報告書』九・十・十二）。

三 天智朝と『金光明經』

天智天皇の時代には、大和に二つの天皇家の寺があつた。一つは、天智の父の舒明天皇の發願になる百濟寺であり、一つは、天智の母の齊明天皇の追善のために建てられた川原寺である。

百濟寺の造営は、舒明の皇后の皇極天皇によつて継承せられ、さらに舒明の子の天武天皇によつて、百濟寺↓高市大寺↓大官大寺と拡大發展せしめられた。諸寺の最高位に位置し、そして国家仏教を象徴する大官大寺は、やがて大安寺と

改名せられるが、その金堂には、「淡海大津宮御宇、天皇奉造而請坐者」した「丈立即像」や「即四天王像」、すなわち乾漆の釈迦三尊像や四天王像が安置せられ、また既述のように、皇極上皇造頭の丈六釈迦繡仏像も奉安せられていた。

齊明天王の飛鳥川原宮は、天皇の死後、川原寺とされた。齊明天皇の十三回忌にあたる天武天皇二年（六七三）に、川原寺で一切経を書写せしめていることから察すると（天武紀二年二月条）、この頃には、竣功していたのであろう。天智天皇の時代に僧官として設けられた二名の佐官は（天武紀二年十二月条）、百濟寺および川原寺の寺主クラスの上位僧をもつて補任せられたと考えられる。

天智天皇の近江大津宮の内裏には、「仏殿」があつた。この仏殿は、天皇の私的な仏教帰依の場であるが、その始源は、天智の父の舒明天皇の百濟宮に発していた。

天智天皇十年（六七二）に、天皇は病臥し、祈病のために内裏で百仏の開眼が行われた。皇嗣に擬せられた皇太弟大海人皇子が、天智の勧める即位を辞し、髻髪を剃つて出家の儀を行ったのは、「内裏の仏殿の南」であつた。大津宮には、百濟寺・川原寺の佐官僧などが出入していた。

大海人皇子が妃や子女をつれて吉野に去つた後、太政大臣大友皇子、左大臣蘇我赤兄、右大臣中臣金らの六名の高官は、「内裏の西殿の織仏像の前」で、天皇の詔の遵守を誓つた。まず大友皇子が香鑪を執り、立つて仏前に進み、「六人心を同じくして天皇の詔を奉る。若し違ふこと有らば、必ず天罰を被らむ」と誓い、左大臣以下次々に立つて手に香鑪をもち、泣血誓盟して、「臣等五人、殿下に随いて、天皇の詔を奉る、若し違ふこと有らば、四天王打たむ、天神地祇、亦復誅罰せむ、三十三天、此の事を証め知しめせ、子孫当に絶え、家門必ず亡びむか」といつたという。数日後、五大官は大友皇子を奉じ、天智天皇の前においても誓盟をくりかえした。

さて大友皇子以下の高官が焼香誓盟した「内裏の西殿の織仏像」は、釈迦仏であつたであろう。また、「若有違者、

四天王打」とあることから、四天王像が安置せられていたことも知られるが、これは『金光明経』の護世の四天王にほかならない。たとえば、

爾時四王復白レ仏言、世尊、……亦当護下念聽ニ是經典ニ諸国王等及其人民上、除ニ其患難ニ悉令ニ安隱ニ、他方怨賊亦使ニ退散ニ、

とあるように、國王や人民の患難を除き、怨賊を退散せしめるのは、四天王の任務である。

また「天神地祇亦復誅罰」の「天神地祇」は、四天王の眷屬である「天龍・鬼神」ないし「功德天神・堅牢地神」に示唆せられたものであろう。經典供養のための焼香の功德を説く条に、「三十三天」があらわれる。

仏告ニ四王ニ、是香蓋光明非ニ但至ニ汝四王宮殿ニ、何以故、是諸人王手擎ニ香鑪ニ、供ニ養經ニ時其香遍布、於ニ念頃ニ遍至ニ三千大千世界、百億日月、百億大海、百億須弥山、百億大鉄圍山小鉄圍山及諸山王、百億四天下、百億四天王、百億三十三天、乃至百億非想非非想天、

天智天皇の死を目前にし、深刻な危機にさらされた近江朝廷では、内裏の西殿の釈迦織仏像の前で、『金光明経』の所説による法会を修し、太政大臣大友皇子以下の高官が、同心奉詔の誓盟を嚴重にかわしたのである。つまり護国の經典である『金光明経』は、近江朝廷の中枢部の政治的結束の紐帯の役を果たしているのである。

このとき大海人皇子が、政治的世界からの訣別を意図し、「内裏」の仏殿の南で剃髪して沙門となり、仏道修行のために吉野に入ったのは、蘇我氏滅亡直後の古人大兄皇子の先例を想起せしめるが、ともあれ、内裏西殿の織仏像前の泣血誓盟といい、大海人皇子の出家といい、いずれも政治的意義をもつにもかかわらず、これを「国家仏教」に結びつけることはできない。これらの仏教は、百濟寺や川原寺と同じく、「私的」な「宮廷仏教」と呼ばれるべきであり、そして『金光明経』による本格的な国家仏教の成立は、天武天皇の時代を待たねばならなかつたのである。

『金光明經』の受用と飛鳥仏教（田村）

一四

註

① 『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』

②③ 『金光明經』四天王品、大正藏經、卷十六、三四一・三四

二頁

**The Acceptance of the *Suvarna-prabhāsa* (金光明經)
and the Asuka Buddhism**

Encho TAMURA

It was in 642, the first year of the reign of Empress Kogyoku, that a ceremony was held to pray to Buddha for bestowing rain, and Minister Emishi Soga presided it. This attempt, however, was no success, and Empress Kogyoku prayed to Japanese native gods for rain, which did bring much rain on droughty fields. Here we must pay attention to the fact that the Buddhistic ceremony performed was based on the precept of the *Suvarna-prabhāsa*

The *Suvarna-prabhāsa* is one of the sutras to expound on the protection of a nation by virtue of Buddhistic doctrine. The idea is that those nations that observe the law of this sutra can get rid of any inner or external misfortune by the backing power of the gods who defend the law of Buddhism, among whom are the *Catasrah-mahā rājikāh* (四天王) or the four heavenly guardians.

Although so-called the Asuka Buddhism may be included under the category of the clan Buddhism, they used as their scripture the sacred books which were supposed to protect a nation. Incidentally Minister Emishi Soga pretended to be the head of Japan.

At the palace of Naniwa, Empress Kogyoku made a drapery about 4.82m in height, in which were embroidered Buddhist images. The central image is *Sakyamuni-buddha* (釈迦牟尼仏) and it is clear that those images were based on the patterns described in the *Suvarna-prabhāsa*.

At the Emperor Tenchi's palace of Otsu in Omi province,

there was also an embroidered image of *Sakyamuni-buddha* of the same height, in front of which prince Otomo, the prime Minister, and the five dignities burnt incense and swore to observe the rescript of Emperor Tenchi. It was believed that if they should be forsworn, they would be forsaken by the *Catasrak-maha-rajika*.

But at that time, the *Suvarna-prabhāsa* was only a part of the private Buddhism belonging to the Imperial Court and it had to wait for the period of Emperor Temmu to be a leading sutra of the national Buddhism.

The establishment of the law-system was a remote cause of the change of the character of Buddhism……from the Buddhism of a clan or the Imperial Court to a nation-wide religion, and the *Suvarna-prabhāsa* and the *Ninn-ō-han-nya-ha-ra-mitsu-kyō* (仁王船若波羅密經) supplied the doctrine to this national Buddhism.